

令和7年2月4日

令和7年度 JNTO 広域連携プロモーション事業公募要領

2024年の訪日外客数は約3687万人と過去最高を記録し、インバウンド消費額についても過去最高の8兆円超を記録する情勢となっていますが、訪日外国人旅行客の来訪は3大都市圏に集中し、四国を含む地方への誘客が課題となっています。本課題解決に資する取組として、これまでも日本政府観光局（以下「JNTO」という。）を通じて地方へのインバウンド誘客につながる訪日プロモーションを実施してきましたが、今般、従来以上に対象地域の観光関係者の声を反映した魅力発信につながるプロモーションを実施するため、令和7年度事業は、JNTOが主体となる訪日プロモーション事業に四国運輸局も参画することになりました。

本事業は、四国運輸局のほか、JNTO、観光庁及び一般社団法人四国ツーリズム創造機構の4者が連携しながら、戦略的かつ効果的に発信する取組を実施していくこととなります。

つきましては、四国地域における訪日プロモーション計画策定に向けて、地域の魅力ある観光資源を公募いたしますので、本取組の概要を確認のうえ、下記の要領により奮ってご応募下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 取組概要

(1) 概要

対象地域の観光関係者の声を拾った魅力発信につながるプロモーションを実施するため、JNTOが主体となる訪日プロモーション事業について、四国運輸局が地域の観光関係者の声・地域の観光資源を吸い上げる窓口として参画し、一般社団法人四国ツーリズム創造機構とも連携しながら、戦略的かつ効果的に発信する取組を実施するもの。

(2) 実施体制

- ・プロモーションの実施主体・・・JNTO
- ・応募の窓口及びプロモーション計画案形成・・・四国運輸局
- ・プロモーション計画調整・・・四国運輸局及び一般社団法人四国ツーリズム創造機構
- ・総合調整・・・観光庁

(3) 実施期間

令和7年度

(4) プロモーション種別

招請事業及び広告事業とする。

- ・招請事業の定義・・・メディア、インフルエンサー又は旅行会社を招請し、各地域のプロモー

ションを行うもの。

- ・ 広告事業の定義・・・海外のグローバルメディアに各地域と調整した記事を出稿するもの又はプロモーション動画を放映するもの。

(5) 招請事業の詳細

①招請対象

韓国、中国、香港、台湾、タイ、シンガポール、アメリカ、イギリス、フランス及びオーストラリアの 10 カ国のメディア、インフルエンサー及び旅行会社を対象とする。なお、欧米豪市場を対象とする招請については、メディアより確実な記事掲載が保証されない傾向にあるため、インフルエンサー及び旅行会社のみを対象とする。

②招請期間

4泊5日

③招請人数

メディアは1媒体2名、インフルエンサーは2名（本人+随員1名）、旅行会社は1行程4～5社各1名とする。

④実施数

原則、応募のあった地域の中から3行程案を四国運輸局が作成し、JNTO・観光庁・一般社団法人四国ツーリズム創造機構・四国運輸局の4者による協議のうえ、2行程を上限として実施する。

⑤行程案について

原則、採択された地域を複数組み合わせ合わせた広域的な行程とする。

(6) 広告事業の詳細

①広告対象エリア

米州圏、欧州圏、アジア圏（韓国、中国、香港、台湾、タイ、シンガポール）

②広告のコンセプト案の作成について

広告事業への応募状況を踏まえて、米州圏、欧州圏、アジア圏（対象国を指定）のうちから四国運輸局が2広告案を作成し、JNTO・観光庁・一般社団法人四国ツーリズム創造機構・四国運輸局の4者による協議のうえ、1広告に絞り実施するものとする。

③その他

広告掲載メディアについては、以下を想定する。

米州向けメディア：CNN、ナショナルジオグラフィック 等

欧州向けメディア：BBC、ユーロニュース 等

アジア向けメディア：YouTube 広告 等

2. 応募方法

別添応募様式「令和7年度 JNTO 広域連携プロモーション事業 地域コンテンツ応募フォーマット」を以下に従い、所定の期限までに電子メールにより提出すること。

(1) 提出締切

令和7年2月21日（金）

(2) 提出先

所定の様式により、四国運輸局国際観光課の以下メールアドレスあて提出すること。

提出先メールアドレス：skt-international@gxb.mlit.go.jp

(3) 応募対象

上記「1. 取組概要」の招請および広告事業にて、各地域で取り上げ希望のコンテンツ

(4) 応募要件

原則、観光庁の補助事業（地域観光新発見事業、新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等事業、観光再始動事業、地域の独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業、地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業等）により過去（3カ年程度を想定）に造成され、現在に至るまでインバウンド向けの着地型旅行商品等として販売されていること。ただし、それ以外でも地域として特に販売したいインバウンド向け着地型旅行商品があれば、その応募も妨げない。

(5) その他

応募フォーマット提出以降、申請書内容についてヒアリングを行う場合がありますので、四国運輸局観光部国際観光課より問い合わせがあった際には、ご対応をお願いいたします。

(6) 問い合わせ先

国土交通省四国運輸局観光部国際観光課

skt-international@gxb.mlit.go.jp

ご質問・お問い合わせにつきましては、メールによりお願いします。

以 上